

健康保険証の写しのマスキング（黒塗り）について

令和2年10月7日

健康保険法が令和2年10月1日に改正され、本人確認等を目的として医療保険の被保険者証を使用する際、保険者番号及び被保険者等記号・番号の提供を求めることが禁止されました。

については、今後、倉敷市が発注する建設工事等において、健康保険被保険者証の写しを提出する際は、次のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

倉敷市が発注する建設工事等において、被保険者証の写しを添付する際には、被保険者等の記号・番号及び保険者番号にマスキング（黒塗り）を行ったうえで提出ください。

なお、当該箇所にマスキングがされていない写しを受けた場合には、倉敷市においてマスキングを行いますので、ご了承ください。

また、被保険者証によっては、記号・番号及び保険者番号のほかに枝番、QRコードがある場合においても、同様にマスキングが必要になります。（令和2年11月6日追記）

【マスキングの見本】

健康保険 被保険者証	本人(被保険者)	令和○年○月○日交付
	記号 ■■■■■■	番号 ■■■■■■ (枝番) ■■■■■■
氏名	○○ ○○	
生年月日	昭和○○年○○月○○日	性別 ○
資格取得年月日	平成○○年○○月○○日	
事業所所在地	倉敷市○○	QRコード ■■■■■
事業所名称	株式会社○○	
保険者番号	■■■■■	
保険者名称	○○○○○○○○○	
保険者所在地	○○市○○○○	

倉敷市総務部契約課（工事契約担当）

電話 086-426-3171